

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教育長

運動を伴う学校教育活動における感染拡大防止対策の
「更なる強化」について（通知）

日頃より、学校における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

現在、学校における感染症防止対策については、令和4年2月10日付け「令和4年2月10日以降の県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について」に基づき対応いただいているところですが、今般、「運動部活動」や「体育実技」での接触により感染が拡大したと推測される高等学校クラスターが3事例確認されたことを踏まえ、3月6日（日）から19日（土）までの間を「運動部活動等集中対策期間」として、次のとおり対応することといたします。

なお、感染時の症状として、喉の痛み・違和感や発熱が見受けられることから、こうした症状がある場合は登校は控える、また、回復後も慎重な行動を取るよう指導を徹底していただきますようお願いいたします。

まずは、現在の感染状況を改善させるため、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

1 部活動について

運動部活動は、原則禁止とする。

ただし、1か月以内に公式大会がある場合、または3月末までに開催される全国大会への出場が決定している場合は、平日2時間以内、休日3時間以内の活動は可能とする。

なお、その他の留意点については、令和4年2月10日付け通知と同じであるが、特に部活動に付随する飲食等の行動が、感染拡大の要因となることのないよう指導を徹底すること。

2 学習指導について

「体育」、「保健体育」については、「体育理論」や「保健分野」など「運動を伴わない活動」とすること。

ただし、屋外など換気が十分に実施できる空間で、適切な間隔を空けて行う、児童生徒等が「接触」や「用具の共有」をしない運動は実施可能とする。

3 学校行事について

球技大会は、中止すること。